

校庭使用の登録・使用手続き及び注意事項

宇都宮市立ゆいの杜小学校

1 校庭貸与の基本方針

- (1) 使用方法是定期的使用及び臨時的使用とします。
- (2) 使用時間帯は、月～金は16:30～19:00の間、土・日は9:00～19:00といたします。ただし、この時間のうちで必要最低限の時間帯で申請して下さい。
夜間の貸し出しはできません。(照明がないため)
- (3) 学校教育活動・子どもの家・放課後子ども教室は優先使用となりますので、他の団体の皆様は、使用開始時刻16時半が遅れる場合もありますので、ご協力ください。
- (4) 使用希望時間帯が重複した場合は、優先順位に従い決定します。優先順位が低い団体は割り当てができない場合がありますので、ご了承ください。
 - ① ゆいの杜小学校宮っ子ステーション(放課後子ども教室・子どもの家)
 - ② ゆいの杜小学校PTA活動・地域協議会
 - ③ ゆいの杜小学校児童を主体とする文化・スポーツ活動
 - ④ 清原地域活動団体(自治会・地域団体など)
 - ⑤ その他の登録団体
- (6) 時間の割り当ては、その曜日その時間帯に必ず使用できることを保証するものではありません。学校の教育活動(学校行事とその準備を含む)・PTAや地域公的団体(自治会等)の行事・選挙会場や避難所としての使用・保守点検や工事等で使用できないことがあります。

2 令和4年度の利用団体登録申請について(必ず提出)

校庭の定期的使用を希望する団体は、「使用団体登録申請書」を提出して下さい。

- (1) 提出期限 令和4年2月3日(木)～2月14日(月) 必着
- (2) 用紙
申請書用紙を学校まで取りに来て下さい。
- (3) 提出方法 記入した申請書を、学校へご持参いただくか、郵送にてご提出下さい。
(ファックス・電子メール・電話での受付はいたしませんのでご了解下さい。)
- (4) 提出先 ゆいの杜小学校 副校長北林あて
- (5) その他 ・事前に申請書を提出していただき、学校にて使用希望一覧表を作成し、会議で提示いたします。
・申請書を期限までに提出いただけない場合、令和4年度の定期的使用はできません。

3 定期的使用希望団体の学校施設使用団体調整会議の開催について(必ず出席)

登録申請書を2月14日までに提出していただいた団体を対象に、令和4年度学校施設使用団体調整会議(5月9日～7月31日試行期間)を開催いたします。

- (1) 日時 令和4年3月4日(金) 午後5時半から
- (2) 場所 ゆいの杜小学校体育館棟1階 ミーティングルーム
- (3) その他 ・「学校施設使用団体登録申請書」を提出した団体は、必ず1名まで出席

して下さい。代表者が出席できないときは、代理者が出席して下さい。無断欠席の場合は、使用を辞退したものとさせていただきます。やむを得ない事情でどなたも出席できない場合は必ず事前にご連絡ください。ただし、その場合は、他の団体が使用しない時間帯に割り当てることになるため、ご希望の時間帯に使用できないことや、使用そのものがないこともありますのでご承知おきください。）

- ・会議の開催通知はあらためて差し上げませんのでご注意ください。
- ・会場の関係上、出席人数は1団体あたり1名までといたします。
- ・会議で使用曜日、時間帯の割り当てを決定します。使用希望の曜日時間が重複している場合は、会議のとき話し合い等で調整していただきます。
- ・事前に登録申請書を提出せずに会議に出席しても、定期的使用の割り当てはできません。

4 登録後の使用申請の提出について

登録終了後3月11日（金）必着で「使用申請書」を学校（副校長）あて、持参または郵送で提出して下さい。

許可書を発行します。郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

なお、本校児童やその家族等が所属する団体については、本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて申請された場合は、許可書は連絡児童を通じて送付します。

5 臨時的使用について

臨時的使用を希望する団体は、前月の15日必着で「使用申請書（臨時）」を学校（副校長）あてに提出して下さい。持参または郵送でお願いします。

臨時許可書は使用希望日のある月の前月の22日に発行します。学校まで取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

なお、本校児童やその家族等が所属する団体については、本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて使用申請書を提出された場合は、許可書は当該連絡児童を通じて送付します。

6 参加者名簿の提出について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所の要請で参加者名簿を提出することもあります。毎回利用者の参加者名簿を作成して月末には提出していただく予定です。